

# 小樽市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

## (目的)

**第1条** 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、小樽市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するほか同法第8条の規定に基づく小樽市における行動計画を策定するにあたり、広く市民の意見等を反映させることを目的として、小樽市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

**第2条** 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地域の子育て支援事業の関係者その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

**第3条** 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長及び副座長)

**第4条** 協議会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐するとともに、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第5条** 協議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

## (庶務)

**第6条** 協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において行う。

## (その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年 1月26日から施行する。